

週刊 避難者応援情報紙

7月22日発行

 $\overline{ ext{Vol.460}}$





皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただく ための情報紙として、毎週お届けします。



三条市ホームページから

新型コロナウイルス感染症に関する 市民の皆様等へのお願い(更新)

全国での感染状況を踏まえ、7月17日、三条市長が 市民の皆様等に対してメッセージを出しました。

18ページをご覧ください。

●三条市ホームページ

「新型コロナウイルス感染症について」 https://www.city.sanjo.niigata.jp/kinkyu/12245.html



次

	被	< <<	白	실	休	Nاد	21 A	ıc
•	צעדי	ᄣ	ь	ᄱ	1441	Ne	ジ۷	15

南相馬市	2
浪江町	10
双葉町	15

●NEXCO東日本

• 磐越白動車道 (新潟中央JCT~津川IC間) 舗装補修工事等に伴う 夜間通行止めのお知らせ -----17

●三条市News

• 新型コロナウイルス感染症に関する 市民の皆様等へのお願い(更新)

18

●交流ルームひばり通信

7月·8月の「ひばり」 ------20



Future From Fukushima.



南相馬市からのお知らせ

東日本大震災で被害を受けた方の国民健康保険税の減免申請

7月15日HP更新

市では、東日本大震災で被害を受けた方の国民健康保険税の減免申請を受け付けています。

注意 令和元年度以前に申請が済んでいる世帯は、令和2年度に改めて申請する必要はありません。

震災によって主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯

●減免額

平成23年度から令和2年度の年税額の全額を減免します。

- ●申請に必要な書類
 - ●死亡または傷病を負ったことが確認できる書類
 - 納税通知書
 - ●印鑑

震災によって主たる生計維持者が行方不明の世帯

●減免額

平成23年度から令和2年度の年税額の全額を減免します。

- 注意 行方が明らかとなったときは、その前月分までを減免します。
- ●申請に必要な書類
 - ◆行方不明者の届出をしたことが確認できる書類
- 納稅通知書
- ●印鑑

震災によって主たる生計維持者以外の被保険者が行方不明の世帯

●減免額

平成23年度から令和2年度の保険税

世帯全体の年税額から行方不明者以外の被保険者の方で算定した年税額の差額を減免します。

注意 行方が明らかとなったときは、その前月分までを減免します。

- ●申請に必要な書類
- ●行方不明者の届出をしたことが確認できる書類
- 納税通知書
- ●印鑑

主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次の全ての要件に当てはまる世帯

- ◆令和2年中に見込まれる主たる生計維持者の事業収入等の減少額(保険金や損害賠償金で補てんされた収入を控除した額)が平成22年中の事業収入等と比べて3/10以上である
- ●平成22年中の所得金額合計額が1,000万円以下である
- ▶減少する事業収入等以外の平成22年中の所得の合計額が400万円以下である

●減免額

平成23年度から令和2年度の対象保険税に減免割合を乗じた額

【対象保険税(料)】

AにBを乗じて、Cを除した値

A:世帯の被保険者全員で算出した税額(令和2年度)

B:主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等の平成22年中の所得の合計額

C: 平成22年中の世帯全員の所得金額合計額

【減免割合】

主たる生計維持者の平成22年度中の所得合計金額	減免割合
300万円以下	10分の10
300万円超 400万円以下	10分の8
400万円超 550万円以下	10分の6
550万円超 750万円以下	10分の4
750万円超 1,000万円以下	10分の2

●申請に必要な書類

- ●平成22年中の所得が確認できる書類(確定申告書など)
- ◆令和2年中の主たる生計維持者の収入見込額が計算できる書類
- 納税通知書
- ●印鑑

前述の「主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次の全ての要件に当ては まる世帯」に該当し、主たる生計維持者が失業または事業を廃止した方

●減免額

平成23年度から令和2年度の保険税

平成22年中の所得金額の合計額に関わらず減免割合を10分の10とし、前述の「主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次の全ての要件に当てはまる世帯」の減免額算定方法で算出します。

- ●申請に必要な書類
- ◆失業または事業を廃止したことが確認できる書類
- 納稅通知書
- ●印鑑

減免申請の受け付け

■窓口での申請

次のいずれかの窓口に「申請に必要な書類」をお持ちください。

- ●南相馬市役所 税務課市民税係
- 小高区役所 市民総合サービス課
- ●鹿島区役所 市民総合サービス課

■郵送による申請

郵便での申請も受け付けます。減免申請書を下記よりダウンロードし、必要事項を記入の上「申請に必要な書類」を添付して郵送してください。減免申請書をダウンロードすることができないときは郵送しますので、各担当窓口までご連絡ください。

【減免申請書類】

▶減免申請書

https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/5/20190708-114319.pdf



▶記載例(減免申請書)

https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/5/20190708-114343.pdf



▶別紙 収入の申立

注意 収入減少の要件で申請する際、項目が書ききれない場合に使用します。 https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/5/20170706-084440.pdf



【郵送先】

975-8686 南相馬市原町区本町二丁目27番地南相馬市役所 税務課市民税係

減免申請期限

令和3年3月31日(水)

注意 減免申請が必要な世帯の「減免の対象要件」に該当しても、申請が不要な方の「減免の対象要件」に該当し、減免割合が10/10の場合は、申請は必要ありません。

【減免申請が不要な世帯】

減免の対象要件	減免割合
① 東日本大震災により居住する住宅が全壊し、市から「り災証明書」の交付を受けた世帯の方	年税額を10/10
② 東日本大震災により居住する住宅が大規模半壊または半壊し、市から「り災証明書」の交付を受けた世帯の方	年税額を5/10
③ 避難指示が解除されていない帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域の世帯の方	年税額を10/10
④ 令和元年(平成31年)度以前に避難指示が解除された帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域、緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点で、一部負担金等免除が認定されている世帯のうち、被保険者全員の令和元年(平成31年)中の合計所得(※)が600万円以下の世帯	年税額を10/10
⑤ 令和元年(平成31年)度中に避難指示が解除された帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域の世帯で、一部負担金等免除が認定されている世帯のうち、被保険者全員の令和元年(平成31年)中の合計所得(※)が600万円を超える世帯	年税額のうち、4 月〜9月分の保険 税相当額を 10/10 の割合で 減免

- (※)被保険者ごとの総所得金額等から基礎控除(33万円)を差し引いた金額の合計
- 注意 り災や被災の判定は世帯主で行います。世帯員に被災した方がいても、世帯主が 被災していなければ、減免の対象にはなりません。
- 注意 減免申請が不要な世帯に該当しても、納税通知書発送後に「減免申請が必要な世帯」に該当した場合は、申請書の提出が必要な場合があります。

【問い合わせ先】

- ●国民健康保険税に関すること 総務部 税務課 市民税係
- TEL 0244-24-5226
- ●国民健康保険の資格に関すること 市民生活部 市民課 保険年金係
- 0244-24-5233

ロボテス見学会2020の開催

7月15日HP更新

市と浪江町では、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構の共催で、令和2年3月に全面開所した福島ロボットテストフィールドの見学会を開催します。

見学会では、開発中のロボットや実際にロボットが動く様子などを見ることができます。 その他、夏ならではの催しやロボットプログラミング体験、VRアートパフォーマンスも 予定しています。軽食等のキッチンカーも出店しますので、ご利用ください。

注意 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の傾向がみられた場合、中止・延期などの対応をとる可能性がありますのでご留意ください。

開催日時

8月22日(土) 午前10時~午後3時 (開場 午前9時45分)

(注意) 雨天の場合は、外でのロボットデモンストレーションを行わず、建物内での展示となる場合があります。

開催場所

程学に 福島ロボットテストフィールド



【南相馬会場】 南相馬市原町区萱浜字新赤沼83番 南相馬市復興工業団地内 【浪江会場】 双葉郡浪江町大字棚塩字東赤坂89番 浪江町棚塩産業団地内

内容

南相馬会場

①【研究棟】

●ロボットデモンストレーションおよびロボット展示

協力:株式会社クフウシヤ(掃除ロボット)、株式会社スペースエンターテインメントラボラトリー(飛行艇型ドローン)、銀座農園株式会社(センサー付自律走行ロボット)、株式会社ユニリタ(果樹収穫ロボット)



●VRアートパフォーマンスおよびVR体験 出演アーティスト:せきぐち あいみ

協力:トレ食株式会社

●ドローン等プログラミング体験

協力:高野建設株式会社



- ◆pepperラジオ体操、ロボットクイズ大会、スイカ割り大会など
- ●飲食ブース

出店:

- •川口商店
- ・豊かな福島豊福ファーム株式会社
- Odaka Micro Stand Bar オムスビ



②【試験用プラント】

●ロボットデモンストレーション協力:会津大学(クローラーロボット)

③【屋内水槽試験棟】

●ロボットデモンストレーション

協力:株式会社タカワ精密(水中ドローン)

④【風洞棟】

●風発生装置による突風体験(最大20m/s) 協力:(公財)福島イノベーション・コースト構想推進機構

⑤【緩衝ネット付飛行場】

●ロボットデモンストレーション 協力:株式会社eロボティクス(拡声器付ドローン)



浪江会場

- ●ロボットデモンストレーション協力:株式会社日本環境調査研究所 福島営業所(ドローン)
- ▶ドローン操縦体験協力: (公財) 福島イノベーション・コースト構想推進機構
- ●水素製造施設「福島水素エネルギー研究フィールド」見学協力:国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(通称:NEDO)



参加費

無料

申込方法

以下の申込フォームから申し込みください。

▶福島ロボットテストフィールド見学会2020申込みフォーム https://www.city.minamisoma.lg.jp/cgi-bin/inquiry.php/81?page_no=12434



新型コロナウイルス感染拡大防止対策



- ●発熱などの症状がある場合には、参加をお控えください。なお、当日、入場時に体温 測定サーモカメラを設置します。発熱などの症状が確認された場合には、入場をお断 りさせていただく可能性がありますのでご了承ください。
- ●『新しい生活様式』が示され、今夏は、例年以上に熱中症にも気をつけなければなりません。十分な感染症予防を行いながら、熱中症予防にもこれまで以上に心掛けてください。
- ●感染者が発生した場合の参加者への対応のため、参加者の連絡先を含めた名簿作成に ご協力ください。当日、受付での密回避のため、事前の参加申し込みをしてください。
- 参加する方は、感染者と接触した可能性について通知を受け取ることができる、接触 確認アプリのインストールにご協力をお願いします。
- ▶熱中症予防行動の留意点について(詳細版資料)
 https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000635190.pdf



▶(厚労省)熱中症予防リーフレット https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000642298.pdf



▶新型コロナウイルス接触確認アプリ【厚労省】.pdf https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/23/cocoa.pdf





医療費一部負担金等の免除延長のお知らせ【令和3年2月28日まで】

7月20日HP更新

国民健康保険および後期高齢者医療保険の医療費一部負担金の免除期間が令和3年2月28日まで延長されます。

新しい免除証明書は7月下旬に普通郵便で発送します。

8月1日以降に医療機関を受診する場合は、保険証と一緒に必ず提示してください。

- 国民健康保険の免除証明書……オレンジ色のカード型
- •後期高齢者医療被保険者……ピンク色のA4サイズ

対象者および免除期間

免除対象者	免除期間
避難指示が継続中の帰還困難 区域等の方	8月1日から令和3年2月28日
	8月1日から令和3年2月28日
旧居住制限区域の方 旧避難指示解除準備区域の方 旧緊急時避難準備区域の方 旧特定避難勧奨地点の方	(国民健康保険) 同じ世帯の国民健康保険加入者全員の令和元年(平成31年)中の基礎 控除後の所得合計額が600万円を超える世帯は免除対象外となります。 (※1) (後期高齢者医療保険) 同じ世帯の後期高齢者医療保険加入者全員の令和元年(平成31年)中 の基礎控除後の所得合計額が600万円を超える世帯は免除対象外となり ます。

(※1)世帯内に未申告者がいる場合、所得確認ができないため、免除対象外となります。

8月1日から令和3年2月28日までの一部負担金免除証明書につきましては、7月に、**令和元年(平成31年)**中の所得合計額で判定を行い、対象世帯の方へ7月下旬に送付します。この判定には所得の確認が必要となりますので、未申告の方は所得の申告(※)をお願いします。

(※) ただし、公的年金、給与支払報告書が提出されていて、その他に所得のない方は申告の必要はありません。詳しくは、広報なみえ2月号の7ページ、「住民税(町・県民税)の申告が必要な方の目安」をご確認ください。

- ◆免除期間内であっても、世帯内の被保険者の増加や減少、世帯主の変更、所得の変更 などにより、免除対象や免除対象外となる場合があります。
- ●震災後に浪江町に転入した方で、他市町村で国民健康保険の免除を受けていた場合は、 浪江町でも免除の対象となる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

注意事項

- ●国民健康保険および後期高齢者医療保険以外の健康保険に加入している方の一部負担 金免除の申請等に関しては、勤務先の健康保険担当者、または現在お持ちの保険証に 書かれている保険者にお問い合わせください。
- ●国民健康保険以外の健康保険に加入している方は、国民健康保険の保険証および免除証明書は使用できません。もし浪江町から免除証明書が届いた場合には、国民健康保険脱退の手続きをお願いします。脱退手続きをしないまま国民健康保険を使用してしまった場合、一部負担金免除分を含めた医療費(10割)を返還していただくことになりますので、必ず脱退の手続きと国民健康保険証の返還をお願いします。
- ▶国民健康保険加入・脱退の手続きについて https://www.town.namie.fukushima.jp/soshiki/6/19912.html



- ●一部負担金免除証明書を紛失してしまった場合には、再交付の申請をお願いします。
- ▶保険証等を紛失したとき https://www.town.namie.fukushima.jp/soshiki/6/20120307-001.html



◆入院時食事療養費の標準負担額や、接骨院等を受診した際の療養費一部負担金相当額の免除は、平成24年2月29日で終了していますので、自己負担をお願いします。

問い合わせ

健康保険課 国保年金係

0240-34-0242

浪江町民のADRの和解事例を掲載します【7月16日更新分】

7月16日HP更新

原子力損害賠償紛争解決センター(以下、ADRセンター)のHPでは、1660件の和解事例が公開されています。

申立ての参考にしていただけるよう、この和解事例のうち、浪江町民が申立人のものを まとめました。(7月16日更新分)

和解事例No.1658

避難指示解除準備区域(浪江町)から避難した申立人ら(母、子2名)の日常生活阻害慰謝料(増額分)として、1.申立人母について、申立人子2名及び一緒に避難した両親らの面倒を見ながらの避難生活を余儀なくされたことを考慮して、平成23年3月分につき月額9万6000円、同年4月分につき月額3万6000円、同年5月分から平成26年3月分まで月額3万円、同年4月分から平成27年3月分まで月額2万円、同年4月分から平成28年3月分まで月額1万円が、2.申立人子2名について、避難先における通学先の学校になじむことができなかったことやいじめがあったこと、通学に際して負担が大きかったこと等を考慮して、それぞれ平成23年3月分及び同年4月分につき月額3万6000円、同年5月分から平成26年3月分まで月額3万円が賠償された事例。

•和解金額 4,656,430円

和解事例No.1655

居住制限区域(浪江町)から避難した申立人ら(祖母、父母、子4名)の日常生活阻害慰謝料(増額分)として、1.避難により申立人祖母とその他の申立人6名との別離が生じたことを考慮し、申立人母に対し、別離が生じた平成23年3月分から申立人父母が避難先で新築住居を購入した平成27年7月分まで月額3万円(ただし、平成23年3月分及び同年4月分については月額3万6000円。)が、2.申立人母が避難先で乳幼児である申立人子のうちの1名の育児をしたことによる負担等を考慮し、申立人母に対し、上記1とは別に、平成23年3月分から同乳幼児が就学する前の月である平成25年3月分まで月額3万円(ただし、平成23年3月分及び4月分については月額3万6000円。)が、3.申立人子のうちの1名が避難期間中に妊娠・出産し、その後も避難生活を継続しながら申立外乳幼児の世話をしたことを考慮し、同申立人に対し、妊娠後の平成24年8月分から平成29年3月分まで月額3万円が、それぞれ賠償された事例。

和解金額 4,040,000円

和解事例No.1654

居住制限区域(浪江町)から避難した申立人夫婦の日常生活阻害慰謝料(増額分)について、避難所を多数回移動したこと、申立人夫が心臓疾患を罹患して手術や入院をし、その後眼疾患も罹患したこと、その間申立人妻が申立人夫の介護を行ったこと等を考慮して、平成23年3月分及び同年4月分は、夫婦それぞれについて、避難所生活を理由とした既払金(月額2万円)とは別に追加して月額3万円が、同年5月分から同年7月分までは、申立人夫につき月額8万円、申立人妻につき月額6万円が、同年8月分から平成27年3月分までは、申立人夫につき月額3万円、申立人妻につき月額1万円が、それぞれ賠償された事例。

•和解金額 2,343,050円

その他の和解事例

その他の和解事例はADRセンターのHPをご覧ください。

▶ ADRセンターHP【和解仲介の結果の公表について】 http://www.mext.go.jp/a_menu/genshi_baisho/jiko_baisho/detail/1329134.htm



ADR申立てをするには?

ADR申立てを行うには申立書をADRセンターに提出することが必要です。 申立書の取得等は以下のページをご覧ください。

▶ 浪江町HP【個人でのADR申立てについて】 https://www.town.namie.fukushima.jp/soshiki/1/20439.html



ADR申立てについて「よくある質問」を掲載しています。

▶ 浪江町HP【賠償(ADR申立て)よくある質問】 https://www.town.namie.fukushima.jp/life/21/65/170/



問い合わせ

総務課 賠償支援係

0240-34-4638

浪江町HP「つながろう なみえ」から

全国一斉打ち上げ花火を行います!

本来であれば、7月24日は「東京2020オリンピック」の開会式の日であり、"あたらしい日本"が始まる日でした。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「東京2020オリンピック」は延期になりましたが、"あたらしい日本"を始める合図として、日本青年会議所が全国の青年会議所と連携し、同日同時刻に打ち上げ花火を行います。

浪江青年会議所もこの事業と連携し、浪江で花火を打ち上げます。

◆日時:7月24日(金) 午後8時~ ※4号玉3連発スターマイン(2号玉35発/3号玉10発/4号玉5発)

◆場所: "3つの密"を避けるため、具体的な場所について公表しません。 全国47都道府県各所(1~2カ所×47都道府県)

【問い合わせ先】一般社団法人 浪江青年会議所 専務理事 永橋(0240-34-6616)

※当日観覧できない方も浪江青年会議所公式YouTubeチャンネルにて花火の様子を後日公開予定ですのでお楽しみに!

https://www.youtube.com/channel/UCYddO8u5i5ODp1LsspBW1zA





(情報統計係 及川)



双葉町からのお知らせ

個人番号(マイナンバー)カードの申請・交付について

7月15日HP更新

マイナンバー(通知カード)について

法律の改正により、通知カードは5月25日に廃止されました。

【通知カードの廃止後できなくなる手続き】

- (1)通知カードの再交付申請
- (2)住所・氏名などの券面記載事項の変更

【通知カードの廃止後マイナンバー(個人番号)を証明する書類】

- 通知カード (記載内容が住民票と一致している場合のみ)
- マイナンバー(個人番号)が記載されている住民票(郵送でも発行できます)

申請について

申請から交付までは1カ月ほどかかります。

本人確認のため申請時もしくは受け取りに本人が一度、窓口に来る必要があります。 郵便、パソコン、スマホ、まちなかの証明写真機から無料で申請できます。

●申請する際のお願い

いわき事務所での受け取りを希望しない人(いわき事務所に来庁することが困難な人) は、通知カードに同封してある申請書での郵送、スマホ(QRコード)の申請を行わないよ う注意願います。

郵送での個人番号カード受け取りを希望する人は、必ず避難先市区町村の窓口で申請を 行ってください。

交付について

- ●窓口で申請をした人には、カードが出来上がりましたら、避難先住所に郵送します。
- ●郵便、パソコン、スマホ、まちなかの証明写真機で申請した人は、いわき事務所まで お越しください。
 - ※郡山支所・埼玉支所で受け取り希望の場合は一度ご連絡ください。
- ●窓口で受け取りの際に必要なもの
 - 通知カード、住民基本台帳カード(お持ちの場合のみ)
 - 本人確認書類(運転免許証など)
 - 印鑑

●代理人の受け取りについて

代理人による受け取りは、本人が病気、身体の障害、入院、施設へ入所中など、やむを えない場合のみ委任できます。

また、その際は入院や施設入所など、その旨を証明する書類および本人の免許証や身体 障害者手帳(顔写真付き)などが必要となります。

●カード受け取り期間について

同封のはがきの送付後、一定期間経過しても受け取りに来ない人を対象として、督促状を発送しています。

督促状を送付した日から90日間を経過しても受け取りに来ない場合は、交付取り止めの意思があると判断し、破棄処分させていただきます。

注意 廃棄処分後に交付を希望する場合は、改めて申請の手続きが必要となりますので、 早めに受け取りに来てください。

暗証番号の設定について

全部で4種類の設定が必要です。

- 1. 署名用電子証明書暗証番号(英数字の組み合わせ 6文字以上16文字以下)
- 2. 利用者証明用電子証明書暗証番号(数字4ケタ)
- 3. 住民基本台帳用暗証番号(数字4ケタ)
- 4. 券面事項入力補助用暗証番号(数字4ケタ)
- ※ 2~4の4桁の暗証番号は同じでもかまいません。
- 注意 15歳未満の人や電子署名が不要な人は、1の暗証番号の設定は不要です。
- ▶マイナンバーカード総合サイト https://www.kojinbango-card.go.jp/



【問い合わせ先】

総務省 0570-20-0178 (全国共通ナビダイヤル)

問い合わせ

戸籍税務課

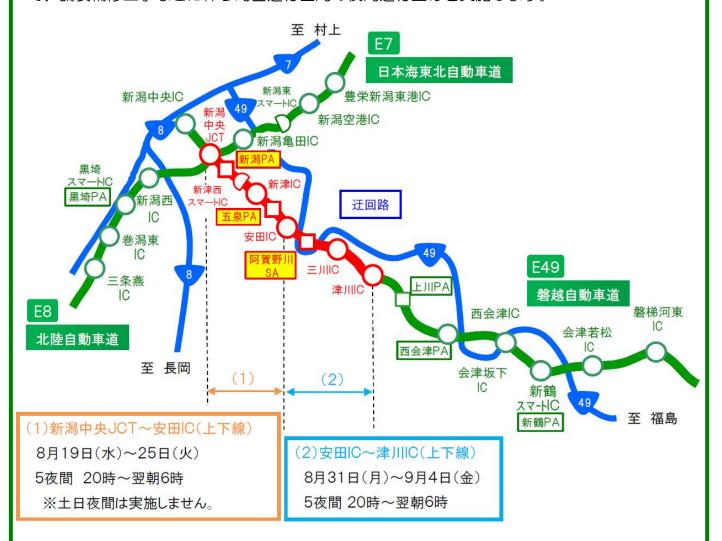
0246-84-5204



E49 磐越自動車道(新潟中央JCT~津川|C間) 舗装補修工事等に伴う夜間通行止めのお知らせ

7月16日

NEXCO東日本新潟支社(新潟市中央区)は、E49 磐越自動車道 新潟中央JCT~津川IC間 で、舗装補修工事などに伴う対面通行区間の夜間通行止めを実施します。



※土・日・祝日は原則として工事を行いません。(土曜日午前〇時~6時は除く) ※天候や工事進捗などにより、規制区間・期間・時間が変更、または中止する場合があります ので、高速道路をご利用の際は「ドラとら」などのWebサイトで最新の情報をご確認いただ きますようお願いします。

問い合わせ

NEXCO東日本 お客さまセンター

TEL 0570-024-024 (ナビダイヤル) (24時間)

11= 03-5338-7524 (PHS、IP電話のお客さま)

三条市



新型コロナウイルス感染症に関する市民の皆様等へのお願い(更新)

全国での感染状況を踏まえ、7月17日、三条市長が市民の皆様等に対してメッセージを出しました。

市民の皆様等へのお願い(7月17日)

昨日開催された新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言を受け、政府は「GO TO トラベル事業」の対象から東京都を発着とする旅行を除外することを決定しました。また、小池東京都知事は、東京都における感染者数の増加が続いていることを受け、引き続き不要不急の他県等への移動を控えるよう都民に協力を求めています。

こうした状況を踏まえ、当市での感染拡大を防止するため、次のことを市民の皆様にお願いいたします。

- ・知事が域外への移動の自粛を住民に要請している東京都への旅行等の不要不急の往来は、 自粛くださるようお願いいたします。
- 東京都からの旅行等の不要不急の来訪は、自粛くださるようお願いいたします。

※なお、三条市では、水際対策を強化する観点から、東京都にお住いの方の市内公共施設の利用を当面許可しないこととします。

- ・知事が域外への移動の自粛を住民に要請していないものの、厚生労働省が示している社会への協力要請を行うタイミング※1を過ぎている埼玉県、千葉県、神奈川県、京都府、大阪府、奈良県への往来は、慎重に判断されるようお願いいたします。
- ・埼玉県、千葉県、神奈川県、京都府、大阪府、奈良県からの来訪は、慎重に判断されるようお願いいたします。

また、出張などにより上記の都道府県(以下「東京都など」という。)との往来等を避け られない場合には、これまでお願いしてまいりました次の対応を実施されるよう改めてお願 いいたします。

- マスクの着用や三窓の回避などの感染予防策、往来後の健康観察を徹底してください。
- ・万が一の際に感染経路を追跡できるよう、行動履歴(どこで、誰と、どれくらいの時間、 どのような形で会った、どの飲食店を利用したなど)を記録してください。東京都などから の来訪者と会う場合も同様にお願いいたします。
- COCOA(接触確認アプリ)の利用を御検討ください。
- 東京都などからの来訪者との会食については、特に慎重に御判断ください。

※健康観察や行動履歴の記録の保存は、東京都などへの往来等の後、2週間は実施されるよう お願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の市内への流入を防ぐことは大切ですが、仮に予防策を万全に 講じていたとしても罹患してしまう可能性はあります。その場合には、周囲の目が気になる かもしれませんが、隠すことなく勇気を持って検査を受け、適切に対処することが、結果的 に水際対策の強化にもつながります。

いつもと違う症状が現れた場合には、躊躇することなく、かかりつけ医、帰国者・接触者 相談センター(0256-36-2362)、又は三条市健康づくり課(0256-34-5445)に御 相談くださるようお願いいたします。

令和2年7月17日

三条市長 國定 勇人

※1 社会への協力要請を行うタイミング基準日(人口10万人当たりの週平均新規感染者数 が2.5人となった日)から1日~7日後

※2 現時点では、往来等を自粛いただく期間は、それぞれの都道府県知事の移動に係る自粛 要請が解除されるまで、往来等を慎重に判断いただく期間は、社会への協力要請を行うタイ ミングに係る基準を下回るまでを想定しています。

7月・8月の『ひばり』

В	月	Ж	水	π	金	±
			7/23	24	25	
			海の日	スポーツの日		
				ひばり休み	ひばり休み	ひばり休み
26	27	28	29	30	31	8/1
ひばり休み	ひばり休み	ひばり休み	午前10時 ~午後1時	ひばり休み浜通り配布	ひばり休み	ひばり休み
2	3	Ц	5	6	7	8
午前10時 ~午後3時	ひばり休み	ひばり休み	午前10時 ~午後1時	ひばり休み浜通り配布	ひばり休み	ひばり休み

問い合わせ

交流ルーム ひばり

(総合福祉センター内)

運営:さんじょう∞ふくしま「結」の会

TEL 0256-33-8650

E-mail hibari_sanjo_nyh@yahoo.co.jp

[開設時間] 日 午前10時~午後3時

水 午前10時~午後1時

※さんじょう∞ふくしま「結」の会

避難者と三条市のボランティアの有志で組織している団体で、「交流ルームひばり」の運営を無償で行っています。「交流ルームひばり」へお気軽にお立ち寄りください。

避難先住所等の届け出について

東日本大震災に伴い避難されている方で、次のような場合は、 全国避難者情報システム(避難者名簿)に登録されている内容を 変更する必要がありますので、ご連絡ください。

- 転居したので住所が変わった(変わる予定である)
- ・家族構成が変わった(子が進学などで転出、帰還した家族がいるなど)
- 避難生活が終了した(避難の意思を有しなくなった)

連絡先

三条市役所 福祉課

0256-34-5405

三条市に避難している 世帯数と人数(2020.7.22現在)

市町村名			人数			
小高	区	17	43			
原町	区	3	4			
南相馬市 計			47			
浪江町			11			
双葉町			3			
郡山市			邓山市		5	9
合 計		29	70			
	小高 原町 馬市 町 町	小高区 原町区 馬市 計 町 町	小高区 17 原町区 3 馬市 計 20 町 3 町 1 市 5			

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号 Tel 0256-34-5511